（様式4）

# 令和8年度 四万十町統合型地図情報システム再構築委託業務 質問回答

**質問提出事業者 様**

2026年11月9日（月）

| No. | 資料名 | 資料ページ | 質問内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 実施要領 | 3 | GIS関連システムの開発経験者について、必要な実績証明書類を教えてください。 | GIS関連システムの開発経験者については、担当者の実務経験及び業務実績が確認できる書類として、以下の資料を想定しています。<br>・GIS関連システムの構築・再構築・導入等に係る業務実績一覧（業務名称、発注者、実施期間、業務概要、担当者の役割等を記載したもの）<br>・当該業務における担当者の役割及び従事内容が確認できる資料（業務実績証明書、業務体制表、従事者一覧等）<br>なお、発注者による証明書の取得が困難な場合は、契約書の写し、業務完了通知書、実績を確認できる資料等による代替も可能とします。<br>提出資料については、企業名、個人名、契約金額等のうち、実績確認に不要な情報は適宜マスキングして差し支えありません。 |
| 2 | 実施要領 | 3 | 守秘義務により過去の顧客名を開示できない場合、匿名化した実績資料でも認められますか。 | 顧客名（守秘義務の関係上）は、匿名での記載（提案）で結構ですが、公共機関向け実績に関しては、人口規模（ 例）A市 人口 約15,000人）を示して下さい。<br>GIS開発実績を企画提案書に記載頂く際に、「国内の公共機関向け実績」「海外の公共機関向け実績」「民間企業向け実績」を分けて記載（提案）下さい。 |
| 3 | 実施要領 | 3 | 民間企業向けGIS開発実績も類似実績として認められますか。 | |
| 4 | 実施要領 | 3 | 海外の公共機関向けGIS開発実績も対象となりますか。 | |
| 5 | その他 | － | 日本法人が契約責任・工程管理・品質管理を担い、国外の技術者が開発工程に参加する体制は認められますか。 | 本業務においては、既存の地図情報、各種行政情報及び地籍調査情報等の重要な情報資産を取り扱うことから、情報セキュリティの確保を重視しています。<br>このため、日本法人が契約責任、工程管理及び品質管理を担う場合であっても、国外に所在する事業所又は国外からの遠隔接続による開発作業への参加は認めません。<br>設計、プログラム開発、試験、データ移行等の各工程については、四万十町役場内又は本町が事前に承認した日本国内の事業所において実施することを原則とします。<br>なお、作業従事者については、事前に従事者名簿等を提出し、本町の承認を得るものとします。 |
| 6 | その他 | － | 国外作業を含む場合、情報セキュリティ上の追加条件はありますか。 | 本業務においては、国外での作業及び国外からの遠隔接続による作業を認めない方針です。<br>また、情報資産の国外への持ち出し、国外の事業所・サーバ等への保存及び国外からのアクセスについても認めません。<br>受託者は、四万十町の情報セキュリティポリシー及び機密保持契約書等を遵守するとともに、作業従事者の管理、アクセス制御、情報資産の適正な管理、情報漏えい防止等について必要な措置を講じるものとします。<br>なお、作業場所については、ISMS（ISO/IEC 27001）認証取得事業所等、適切な情報セキュリティ管理体制が確保された国内の事業所を基本とし、具体的な作業場所及び管理体制について、事前に本町の承認を得るものとします。 |
| 7 | その他 | － | 設計・プログラム開発・単体試験・結合試験・本番移行について、作業場所の制約はありますか。 | 本業務に係る作業場所については、特記仕様書第9条「機密保持・保守運用サポート」に定めるとおり、四万十町役場内又は本町が許可した受託者の事業所とします。<br>なお、当該事業所は日本国内に所在するものとし、設計、プログラム開発、単体試験、結合試験、データ移行及び本番環境への移行作業等、すべての構築工程について、国外での作業及び国外からの遠隔接続による作業は認めません。<br>また、作業場所及び作業従事者については、事前に本町の承認を得るものとし、変更する場合も同様とします。 |
| 8 | その他 | － | 今回の再構築に至った主な背景・理由を教えてください。 | 現在運用している統合型GISについて、システムの更新時期を迎えていることに加え、今後の行政DXの推進や、庁内における地図情報のさらなる有効活用を図る必要があることから、今回の再構築を実施するものです。 |
| 9 | その他 | － | 現行GISについて、職員から改善要望が多い機能は何ですか。 | 現行GISについては、動作速度やレスポンス等の基本的な性能面に関して、職員から特段大きな改善要望は寄せられていません。<br>一方、地図情報の鮮度向上に関しては、最新の航空写真を利用したいという要望がありますが、航空写真については、本年度、別事業により撮影・更新を予定しているため、今回の再構築に合わせて新たな航空写真レイヤとして活用することを想定しています。<br>また、今後の機能拡張として、ドローン等で撮影した航空画像を必要な場所や時期に応じて追加・表示できる機能があれば、災害対応、公共施設の維持管理、道路・河川の状況確認、各種現地調査など、複数の部署における業務効率化や情報共有に有効であると考えています。<br>このため、今回の再構築においては、基本的な操作性や安定性の確保に加え、航空写真やドローン撮影画像など、多様な地理空間情報を柔軟に追加・活用できる拡張性についても期待しています。 |
| 10 | その他 | － | 現行GISの製品名、メーカー名、当初構築事業者名を教えていただくことは可能でしょうか。 | （1）庁内Web型GIS　国際航業株式会社（Web方式）SonicWeb<br>（2）要配慮者台帳システム　国際航業株式会社（Web方式）SonicWeb<br>（3）固定資産管理システム　国際航業株式会社□<br>（4）地籍図・公図・地番図管理システム　株式会社松本ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ□<br>（5）公有財産管理システム　株式会社松本ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ□<br>（6）農業振興地域管理システム　株式会社松本ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ□<br>（7）農家基本台帳および農地地図情報システム　株式会社松本ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ□農家台帳：Web方式）<br>※農業委員会サポートシステム(全国農業会議所)へ移行予定<br>（8）地籍調査システム　株式会社松本ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ□ |
| 11 | その他 | － | 既存システムの構成図・データベース定義書・インターフェース仕様書は提供可能ですか。 | 既存システムに係る構成図、データベース定義書及びインターフェース仕様書等については、既存システムの著作権及び知的財産権等の関係から、提案段階での提供は行いません。<br>なお、これらの資料については、受託候補者決定後、既存システムの権利関係及び必要な契約・機密保持に関する手続きを確認したうえで、データ移行等に必要な範囲で提供の可否を検討します。 |

（様式4）

# 令和8年度 四万十町統合型地図情報システム再構築委託業務 質問回答

**質問提出事業者 様**

2026年11月9日（月）

| No. | 資料名 | 資料ページ | 質問内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| 12 | その他 | － | 既存ベンダーによるSampleデータ抽出・技術支援は予定されていますか。 | 既存ベンダーによるサンプルデータの抽出及び技術支援については、現時点で具体的な実施内容や支援範囲は確定しておりません。<br>受託候補者決定後、既存ベンダーとの協議及び必要な契約・機密保持に関する手続きを経たうえで、データ抽出や技術支援の実施方法について調整する予定です。 |
| 13 | その他 | － | 既存データのサンプルや匿名化データを提案前に確認できますか。 | 既存システムに係るデータについては、著作権及び知的財産権、個人情報保護並びに情報セキュリティ上の観点から、提案段階でのサンプルデータ及び匿名化データの提供は行いません。<br>データ構造や移行方法等の確認については、受託候補者決定後、既存ベンダーとの協議及び必要な契約・機密保持に関する手続きを経たうえで、必要な範囲で対応を検討します |
| 14 | 実施要領 2. 参加資格「JV(共同体)」の参加書類について | 2 | 1.参加資格および提出書類の提出単位について JVで参加する場合、各構成員が実施要領「9 参加資格条件」を満たしている必要があり、参加申請書類のうち実施要領「14（1）提出書類」のNo.1～No.5については、各構成員分の提出が必要という認識で相違ないでしょうか。<br>2.申請様式の記載事項について 申請各様式の記入にあたり、以下のような記載で差し支えないかご教示いただけますでしょうか。<br>・商号または名称：共同企業体名・住所および代表者氏名： 代表構成員の住所および代表者氏名 3.「念書」(様式3)「提案誓約書」(様式4)を提出することとありますが、ここで指定している様式は、貴町の指定様式(様式2)「念書」、(様式3)「提案誓約書」 を指すという認識でよろしいでしょうか。 | 1.2.ともご認識のとおりです。<br>※実施要領の該当箇所を修正(修正箇所赤字) |
| 15 | 実施要領 5.履行期間 特記仕様書 第9条2項(1)② 作業完了日 (様式6)提案内容一覧表No.69 | 実施要領(p.2) 仕様書(p.21) | 各資料における各種期間の記載について、以下のとおり相違が見受けられます。<br>・実施要領：履行期間「契約締結日から令和9年3月25日まで」<br>・特記仕様書：契約期間「～令和9年3月31日」、構築作業「～令和9年3月25日」、仮運用「令和9年3月26日～令和9年3月31日」<br>・(様式6)提案内容一覧表：契約期間「～令和9年3月31日」、構築作業「～令 和9年3月12日」、仮運用「令和9年3月13日～令和9年3月31日」<br>正しい期日についてご教示ください。 | 契約期間・履行期間については実施要領及び特記仕様書に記載の下記の期間をご参照ください。<br>契約期間：～令和9年3月31日<br>構築期間(履行期間)：～令和9年3月25日<br>仮運用期間：令和9年3月26日～令和9年3月31日<br>※様式6の修正版を公開いたします。(修正箇所赤字) |
| 16 | 実施要領 8.提案限度価格について | 2 | 再々構築費用および7年目以降の保守費用につきましては、将来のシステム構成や物価・人件費、各種製品・サービスの価格等が確定していないため、現時点での精緻な費用算出が困難な状況です。つきましては、以下のいずれかの対応とさせていただくことは可能でしょうか。<br>①現時点における「参考価格」としての提示とする ② 金額を記載せず「見積不可」と明記して提案する | 「①現時点における「参考価格」としての提示」をお願いいたします。<br>なお、再再構築時点(R14）で価格比較ができるよう積算根拠を明確にご記載ください。 |
| 17 | 実施要領 9.参加資格 (7) | 3 | (7)に定める「高知県中西部電算協議会標準契約書」について、本プロポーザルに係る契約においては、四万十町ホームページに掲載されている「参考：契約書見本」の契約書(全12種類)および別紙一式がすべて適用されるとの認識でよろしいでしょうか。 | 原則としてすべて適用となりますが、ご提案内容に基づき不要な内容（ハードウェア関連など）については除外いたします。 |
| 18 | 実施要領 14.提出資料・提出期限、19.スケジュール一覧 | 5、9 | 【該当箇所】・14. 提出資料・提出期限 ・19. スケジュール一覧【質問内容】実施要領14の表において提出期限が「いずれも12時必着」と記載されている一方、実施要領19では(5)および(6)の提出期限が「17時必着」となっており、記載の相違が見受けられます。提出期限の正式な時刻についてご教示くださいますようお願いいたします。 | 19.スケジュール一覧に記載の期日をご参照ください。<br>(5)企画提案書等の（データ）提出、(6）提出書類一式（原本）提出については指定日の17時を期限とします。 |
| 19 | 実施要領 15.プレゼンテーション (4)参加人数 | 7 | 「資料等は持参してください」と記載がございますが、プレゼンテーション用資料のうち、発注者様への配布分につきましても参加者側で準備が必要という認識でよろしいでしょうか。また、準備が必要な場合は、必要部数をご教示いただけますと幸いです。 | ご認識の通りです。なお部数については選定委員12名、事務局1名分の計13部をご用意ください。 |
| 20 | 実施要領 15.(4) 参加人数 | 7 | 実施要領「第15項(4)」において、参加人数は「3名(再委託先含む)以内」と定められております。本業務では対象システムが5つに及ぶため、審査委員の皆様に対して実機による分かりやすいデモンストレーションおよび円滑な質疑応答を行いたいと考えております。つきましては、統括・説明担当者3名に加え、デモ操作および技術補助要員として3名(合計6名)の同席をご容認いただくことは可能でしょう か。<br>（※主たる説明および発言は規定の3名以内で行い、追加の3名は機材操作および補助作業に専念いたします。） | 実施要領第15項（4）に定める参加人数は、会場の広さや機材配置等を考慮し、現地参加者を3名（再委託先を含む）以内としています。<br>ただし、対象システムが複数に及ぶことから、実機によるデモンストレーションや専門的な技術説明等を円滑に実施するため、追加の技術補助要員については、以下の条件を満たす場合に限り、Webによる参加を認めます。<br>・Web参加者は、技術補助要員として最大3名以内とします。<br>・Web参加は1か所からの接続に限り、複数の場所から個別に接続することは認めません。<br>・Web参加者は、デモンストレーションに係る操作補助及び技術的な支援を目的とするものとします。<br>・主たる説明及び審査委員からの質疑応答への対応は、現地参加者3名以内で行うものとします。ただし、必要に応じて Web参加者による技術的な補足説明を認めます。<br>・Web会議は本町が指定するZoom会議に接続するものとし、会議のホスト及び録画管理は本町が行います。<br>・Web参加に必要な通信環境、機材及び接続設定等は、参加事業者の責任において準備するものとします。<br>・Web参加者の氏名、所属及び役割については、事前に本町へ届け出るものとします。<br>なお、Web参加者を含む参加体制については、事前に本町の承認を得るものとします。 |
| 21 | 特記仕様書 第2条1項(3) ハードウェアおよび仮想化基盤の調 達主体およびスペックについて | 3 | 統合型GISの更新にあたり、物理サーバやストレージ等のハードウェア、または 仮想化基盤(Hyper-V、VMware等)につきましては、貴町にて既設のものをご準備・ご提供いただける前提という認識でよろしいでしょうか。つきましては、貴町側でご準備・ご提供いただける場合、割り当て可能なリソースやスペック情報(OS・仮想化ソフトの種類およびバージョン、CPU、メモリ、ストレージ容量等)をご教示いただけますと幸いです。 | 四万十町で必要なサーバを用意します。<br>用意する仮想サーバは、Hyper-VでWindowsServer2022を構築可能です。<br>必要リソース（CPU、メモリ、ストレージ容量等）は、提案事業者より提案の中で示してください。<br>これら以外のサーバOSやデータベースライセンスが必要な場合は、提案事業者で用意をしてください。 |
| 22 | 特記仕様書 第2条1項(3) ハードウェアおよび仮想化基盤の調 達主体およびスペックについて | 3 | 貴町の仮想サーバ(Hyper-V、VMware等)を利用する場合、令和14年度の再々構築時期まで継続して利用できるものと考えてよろしいでしょうか。 | 令和14年度までに1回、仮想サーバの更新を予定しています。(物理的なサーバの更新)<br>その際には、GISサーバの環境の更新は実施せず、新しい物理仮想基盤サーバへ移行を行う予定です。<br>移行自体は、仮想基盤サーバを導入する事業者で実施し、動作確認のみ各業務システム（今回：GIS）側で実施してもらいます。<br>この動作確認にかかる費用は今回の提案金額の中に含めてください。 |
| 23 | 特記仕様書 第2条1項(3) OS接続ライセンス(CAL) | 3 | サーバOSへのアクセスに必要な接続ライセンス(CAL：クライアントアクセスライセンス)について、貴町側で利用端末台数分をご準備・ご提供いただける想定でよろしいでしょうか。<br>それとも事業者側の提案・見積に含める必要がありま すでしょうか。 | WindowsServer2022への接続CALは四万十町で保有しているライセンスを使用しますので、本業務で調達が必要になりません。ただし、Q1の通り、WindowsServer2022以外のOSが必要かつCALが必要な場合は今回の提案金額に含めてもらう必要があります。 |

（様式4）

# 令和8年度 四万十町統合型地図情報システム再構築委託業務 質問回答

**質問提出事業者 様**

2026年11月9日（月）

| No. | 資料名 | 資料ページ | 質問内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| 24 | 特記仕様書 第4条4項 地籍調査ｼｽﾃﾑとの整合性 | 12 | 本項におきまして、「当該データの多寡に関わらず、通常保守対応とし、別途費用は発生しないこととする」との記載がございます。契約締結後の安定的な保守運用体制を確保するため、以下の3点についてご確認およびご教示いただけますでしょうか。<br>1.想定規模の確認<br>貴町において年間（または1回あたり）に想定されている地籍調査成果データの反映規模（対象筆数、地区数、またはデータ容量等の目安）をご教示いただけますでしょうか。<br>2.データ仕様の前提確認<br>通常保守の範囲内で対応するデータ反映作業は、地籍調査システムで作成された地籍データ（地籍フォーマット2000）で「正常かつ直接取り込みが可能なデータ」の反映作業を前提と理解してよろしいでしょうか。<br>3.例外時の協議可否<br>万が一、想定を大幅に超える大規模な一括反映作業や、ご提供データの不備に伴う補正・加工作業等が発生した場合は、通常保守の範囲外（個別業務）として別途協議の上、費用やスケジュールの調整をご相談させていただくことは可能でしょうか。 | 1.年度により実績値は異なります。ご参考まで直近年の登記実績をお示しいたします。<br>【R4】2地区1,506件、【R5】実施なし、【R6】実施なし、【R7】3地区2,781件、【R8】4地区2,615件(ほか1,718件の登記を完了予定)<br>※平均1,724件/年<br>2.ご認識の通りです。<br>3.年間の作業件数により費用・スケジュールの調整は可能です。保守範囲に含まれる基準件数(※平均1,724件)により積算ください。各年度ごとの保守契約の際に、予定件数の増減が生じた際には都度ご相談をさせていただきます。 |
| 25 | 特記仕様書 第9条2項(1)② 作業完了日 | 21 | 仕様書記載のスケジュール(令和9年3月25日構築完了、3月26日～31日仮運用)では、動作確認および職員研修の期間が極めて短く、新年度の本運用開 始時に支障が生じる恐れがございます。つきましては、移行品質および安全性を高めるための創意工夫として、本運用開始時期の変更を含む移行計画を提案することは認められますでしょうか。<br>※なお、当該提案に際しては、移行完了までの既存システム運用保守費を事業者負担とし、提案限度額の超過や貴町の業務継続性に影響を生じさせない計画とすることを前提といたします。 | 移行品質及び安全性の向上を目的として、本運用開始時期の前倒しを含む移行計画を提案することは可能です。<br>ただし、本業務の構築完了及び本運用開始については、令和8年度内（令和9年3月31日まで）に完了することを条件とします。<br>また、提案に当たっては、既存システムからの円滑な移行、十分な動作確認及び職員研修の実施並びに業務継続性の確保を考慮した計画とし、既存システムの運用・保守に係る費用や移行に伴う追加費用について、本町に新たな負担が生じないものとしてください。<br>なお、具体的な移行スケジュール及び作業内容については、提案内容を踏まえ、協議のうえ決定するものとします。 |
| 26 | 特記仕様書 第9条3項(2)⑨ | 22 | 夜間・休日や悪天候時を含め常時2時間以内の現地初動対応が求められますが、一次切り分け(連絡・受託確認)後の現地到着時間の猶予や例外規定の適用条件はどのようになりますでしょうか。 | 障害発生時は、夜間・休日及び悪天候時を含め、原則として仕様書に定める時間内に現地での初動対応を行うものとします。<br>ただし、災害による道路の通行止め、交通機関の運休、著しい悪天候その他受託者の責に帰すことができない事由により、所定時間内の現地到着が困難な場合は、受託者は速やかに本町へ状況を報告し、到着見込み及び代替の対応方法を提示するものとします。<br>この場合、現地到着までの対応については、電話や遠隔接続等による状況確認及び復旧支援を可能な範囲で実施し、本町と協議のうえ対応するものとします。 |
| 27 | 特記仕様書 第9条 3 運用・保守・サポート体制について(2) | 22 | LINE WORKSによる保守受付については必須でしょうか。会社のコンプライアンス上のルールによりLINE WORKSの利用が出来ない場合、LINE WORKSによる保守受付は実施しなくてよいでしょうか。 | 本町では、保守業務における発注者・受注者間の迅速かつ円滑な情報共有や対応履歴の管理等を目的として、ビジネスチャットツール（LINE WORKS）の活用を推奨しています。<br>ただし、受託者の社内規定やコンプライアンス上の理由等によりLINE WORKSの利用が困難な場合は、電話、電子メールその他の代替手段による対応も認めます。<br>その場合においても、LINE WORKSを利用した場合と同等の迅速な連絡、情報共有、対応状況の把握及び対応履歴の管理が可能な体制を確保するものとします。 |
| 28 | 【標準契約書】再構築委託契約書【請負型】 第7条権利帰属 | 4 | パッケージ製品のカスタマイズ部分や汎用モジュールが含まれる場合、それら既存コア技術の権利帰属の境界、および他自治体等への汎用展開・利用に 支障が生じないか確認させていただけますでしょうか。 | パッケージ製品にあらかじめ組み込まれているプログラム、汎用モジュール及び受託者が従前から保有する技術・ノウハウ等に係る知的財産権については、原則として従前の権利者に帰属するものとします。<br>一方、本業務において新たに作成する成果物及び個別カスタマイズ部分の権利帰属並びに本町による利用条件については、契約書及び関係規定に基づき整理するものとします。<br>なお、既存のコア技術や汎用モジュールについては、他自治体等への汎用展開・利用を妨げるものではありません。ただし、本町が保有するデータ、個別の設定情報及び本町固有の情報等については、適切に区分し、第三者への提供や目的外利用を行わないものとします。また、本町が本業務の成果物を継続して利用できるよう、必要な利用権を確保するものとします。 |
| 29 | 【標準契約書】再構築委託契約書【請負型】 第23条契約不 | 7 | 検収後2回目の3月31日までの長期間にわたり無償補正義務が課されますが、発注者の操作ミスやデータ登録不備等に起因する不具合の切り分け基準と、有償対応への切り替え手続についてどのように規定されますでしょうか。 | 検収後の無償補正義務については、本業務の成果物に仕様書、提案内容又は契約内容との不適合が認められる場合など、受託者の責に帰すべき事由による不具合を対象とします。<br>一方、本町の操作誤り、データ登録内容の不備、運用方法の誤り、第三者による操作その他受託者の責に帰すことができない事由に起因する不具合については、無償補正の対象外とし、別途対応が必要となる場合は、本町と受託者との協議により対応内容及び費用等を決定するものとします。<br>なお、不具合の原因が明確でない場合は、受託者は必要な調査を行い、原因及び対応方針を本町に説明するものとします。有償対応への切替えについては、本町の確認及び合意を得たうえで、必要な手続きを経て実施するものとします。 |
| 30 | 【標準契約書】再構築委託契約書【請負型】 第25条ハードウェア サポート期間 | 8 | 本業務で、ハードウェアの調達を実施しない場合、本条項を削除することは可能でしょうか。<br>【標準契約書】再構築委託契約書【請負型】 以外の契約書にもハードウェア の記載がございますが、削除は可能でしょうか。 | 本業務では、ハードウェアの調達を予定していないため、ハードウェアの納入、所有権の移転、検査及び引渡し等、ハードウェアの調達を前提とした条項については、削除又は適用対象外とすることを可能とします。<br>なお、システムの構築、運用及び保守に必要な機器等に関する管理責任や情報セキュリティ対策等、業務の履行上必要となる規定については、引き続き適用するものとします。 |
| 31 | 【標準契約書】保守契約書 01_プロダクトサポートサービス契約書 7.契約期間 | 2 | ミドルウェアのサポート終了など、受注者の責に帰さない不可抗力により6年以内の保守継続が困難となった場合の免責規定や代替機移行手続は協議可能でしょうか。 | 本業務では、構築後の安定的かつ継続的な運用・保守を確保するため、提案するOS、ミドルウェア及び関連ソフトウェア等については、提案時点において、契約期間中の6年間にわたりメーカー等によるサポートが継続されることを確認できる製品・バージョンを選定することを原則とします。<br>このため、提案時点でサポート終了時期が不明な製品や、契約期間中にサポート終了が予定されている製品を前提とした提案は想定していません。<br>なお、契約締結後に、メーカーによる製品提供の終了や重大な脆弱性への対応等、受託者の責に帰さない事由により、やむを得ず構成の変更や代替製品への移行が必要となった場合は、その原因、影響範囲及び対応内容を確認したうえで、本町と受託者との協議により対応を検討するものとします。 |

（様式4）

# 令和8年度 四万十町統合型地図情報システム再構築委託業務 質問回答

**質問提出事業者 様**

2026年11月9日（月）

| No. | 資料名 | 資料ページ | 質問内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| 32 | 【標準契約書】保守契約書 03_別紙2システムメンテナンスサービ ス仕様書 ③法改正並びに制度改正等 | 1 | 保守契約書別紙2第2項1.③アにおける「法改正や制度改正等におけるシステム変更及びインストール作業」の対象範囲について疑義照会いたします。基幹システムの標準化対応や大幅なデータフォーマット改定といった大規模な制度改正等に伴い、既存システムの大規模な改修・再構築や現地作業等を要する場合、定額保守費用の想定を著しく超える工数・コストが発生すること が想定されます。特記仕様書第9条3.2.②の「協議の上対応すること」との規定に基づき、通常保守の範囲を逸脱する大規模な改修作業等が生じる場合は、本保守業務の適用対象外とし、別途仕様変更(追加契約)として協議の上、所要費用を算出・決定できる旨の解釈で相違ないかご教示いただけますでしょうか。 | 法改正や制度改正等に伴うシステム変更及びインストール作業については、通常の保守業務の範囲内で対応可能な作業を想定しています。<br>ただし、法改正や制度改正等の理由を問わず、既存システムの大規模な改修・再構築、データ移行又は広範囲にわたる現地作業等、通常の保守業務の範囲を超える作業が必要となる場合は、特記仕様書第9条第3項第2号の規定に基づき、本町と受託者との協議により、作業内容、実施方法及び費用負担等を整理するものとします。<br>その結果、別途対応が必要と認められる場合は、契約内容の変更や追加契約等を含め、必要な手続きを経たうえで対応するものとします。 |
| 33 | 【標準契約書】保守契約書 03_別紙2システムメンテナンスサービ ス仕様書 2(1)③法改正並びに制度改正等【標準契約書】保守契約書 08_別紙7ソフトウェアサポートサービス 仕様書 1.定義 (2) | 別紙2 1<br>別紙7 1 | 各別紙に記載される「法改正・制度改正等」の「等」には、具体的に何が含まれるのかご教示ください。 | 「法改正・制度改正等」の「等」には、法令や制度の改正に限らず、国・県等が定める通知、通達、各種基準・指針、事務処理要領、帳票様式及びデータ仕様等の変更に伴い、対象システムの機能改修や設定変更等が必要となるものを含みます。<br>具体的には、以下のようなものを想定しています。<br>・地方税法や固定資産評価基準等の改正に伴う固定資産管理システムの計算処理、評価方法、帳票等の変更<br>・地籍調査に関する作業規程、各種測量基準等の変更に伴う地籍調査システムの対応<br>・不動産登記情報や地図情報等のデータ形式・仕様変更に伴うデータ連携や取込処理の変更<br>・国・県等が定める行政事務上の基準、様式、運用ルール等の変更に伴うシステムの改修<br>なお、上記は主な例示であり、これらに限定するものではありません。<br>また、対象となる改修の具体的な内容及び対応範囲については、変更の内容やシステムへの影響等を踏まえ、本町と受託事業者との協議により整理するものとします。 |
| 34 | 【標準契約書】保守契約書 03_別紙2システムメンテナンスサービ ス仕様書2.(1)④ | 1 | 「システム環境変更作業」について、想定されている作業の範囲をご教示くだ さい。 | 「システム環境変更作業」とは、対象製品及びソフトウェアサービスの安定稼働並びに性能維持・向上を目的として、既存のシステム環境において必要となる設定変更や構成変更等に関する支援を想定しています。<br>具体的には、サーバ（仮想サーバを含む）、ネットワーク、OS及びミドルウェア等の稼働状況や設定内容の確認、性能分析、必要な設定変更の検討・提案、関係事業者との調整及び変更後の動作確認等を想定しています。<br>なお、既存機器や仮想サーバ等の設定変更については、既存の運用・構築事業者との連携を基本とし、本業務の受託者は、必要な変更内容の整理、技術的な支援及び変更後のシステム全体の動作確認等を行うものとします。具体的な作業範囲及び役割分担については、変更内容に応じて本町と協議するものとします。 |
| 35 | 【標準契約書】保守契約書 03_別紙2システムメンテナンスサービ ス仕様書2.(1)①6 | 1 | 2.(1)①6に記載される「既存機器の設定変更及び支援」について、ここでいう 「既存機器」とは貴町で運用中の仮想サーバを指しますか。その場合、「設定変更・支援」は仮想サーバの運用構築ベンダーが実施するとい う認識で宜しいでしょうか。 | ここでいう「既存機器」とは、本町が現在運用しているサーバ、仮想サーバ及びネットワーク機器等を指します。<br>これらの機器に係る設定変更については、既存の運用・構築事業者が対応することを基本としますが、本業務の受託者においても、必要な設定内容の整理、関係事業者との調整、作業立会い及び接続・動作確認等を行うものとします。<br>なお、具体的な作業範囲及び役割分担については、既存の運用・構築事業者と協議のうえ調整するものとします。 |
| 36 | 【標準契約書】保守契約書 10_別紙9サービスレベル仕様書 3.サービスレベルの確保 | 1 | 交通障害・天候悪化・災害等の不可抗力による遅延の免責事項について明確化していただけますでしょうか。 | 交通障害、天候悪化、地震、風水害その他の不可抗力により、本業務の履行に遅延が生じる場合については、受託者の責に帰すことができない事由であり、かつ、通常求められる注意及び対応を行っても回避することが困難であると認められる場合には、免責の対象となることがあります。<br>この場合、受託者は速やかに本町へ報告するとともに、遅延の原因、影響範囲及び今後の対応策を提示し、本町と協議するものとします。<br>なお、履行期限や作業日程の変更等については、発生した事象及び業務への影響を確認したうえで、契約書の定めに基づき協議するものとします。 |
| 37 | 見積総括表(令和8年度から令和20年度) | - | 令和20年度までの見積提出は可能でございますが、昨今の急激な物価高騰や国の賃上げ方針等を鑑み、令和14年度の再々構築以降の見積金額につきましては、物価指数や最低賃金が一定割合(例：3%以上など)変動した際に協議の上で価格改定を行える「スライド条項」の適用をご検討いただけないで しょうか。国の調達ガイドラインにおいてもスライド条項の導入が推奨されておりますところ、本件に関する貴町のお考えやご見解をご教示いただけますと幸いに存じま す。 | 本町としても、長期間にわたるシステムの運用及び再構築を想定した調達であることから、昨今の物価上昇や賃金水準の変動等については、一定の配慮が必要であると考えています。<br>このため、令和14年度の再々構築以降の見積金額については、将来の賃金水準や物価水準の変動により、当初の見積金額が実態に合わなくなる可能性を考慮し、公的な賃金・物価指数等を参考とした価格見直しの仕組み（スライド条項）の導入を検討します。<br>なお、価格見直しの対象、基準とする指数、変動率及び算定方法、協議の時期・手続き等については、事業者間の公平性及び契約金額の妥当性を確保するため、本町において統一的な条件を整理し、契約条件等に反映することを検討します。<br>また、価格の見直しについては、指数の変動のみをもって自動的に契約金額を変更するものではなく、実際の費用への影響等を確認したうえで、本町と受託者との協議により決定するものとします。 |
| 38 | 令和8年度 四万十町統合型GIS再構築委託業務特記仕様書 | - | 現行GISから新システムへのデータ移行について、既存データの抽出及び提供は現行システムの保守事業者が行い、提供されたデータの変換、取り込み及び移行後の確認作業は、本業務の受託者が行うという理解でよろしいでしょうか？<br><br>また、既存データに不整合や不足等が確認された場合の修正・補正作業については、本業務の範囲や対応方法を町と協議のうえ決定するという理解でよろしいでしょうか？ | 既存データの抽出及び提供については、現行システムの導入・保守事業者との協議・調整を基本とします。また、本町としても、円滑なデータ移行を実現するため、現行システムの導入・保守事業者に対し、データ抽出に必要な情報の提供、データ構造等に関する説明及び移行作業に必要な技術的支援等について、最大限の協力を求めるものとします。<br>提供されたデータの変換、取り込み及び移行後の確認については、本業務の受託者が実施するものとします。<br>なお、既存データに不整合や不足等が確認された場合は、その内容及び原因を整理したうえで、本町と協議し、対応方法及び作業範囲を決定するものとします。 |
| 39 | 令和8年度 四万十町統合型GIS再構築委託業務特記仕様書<br>「(3) 統合型地図情報システムの教育研修について」 | 21 | 新システムの導入に当たっては、職員への操作研修を実施することになると思いますが、研修については、システム管理者向け及び一般利用職員向けなど、利用者の役割や操作内容に応じて実施方法を分けることも可能でしょうか？<br><br>また、職員の負担軽減や研修効果の向上を図るため、対面形式による研修だけでなく、Web研修、操作説明動画、電子マニュアル等を活用した研修方法についても提案することは可能でしょうか？ | ご認識のとおりです。<br>新システムの円滑な導入及び定着を図るため、職員向けの操作研修並びに操作マニュアル等の提供を行うものとします。<br>研修については、システム管理者向け及び一般利用職員向けなど、利用者の役割や操作内容に応じた実施方法を提案してください。<br>また、職員の負担軽減及び研修効果の向上を図るため、対面形式による研修に限らず、Web研修、操作説明動画、電子マニュアル等の活用や、研修後も職員が必要に応じて操作方法を確認できる仕組みなど、効率的かつ効果的な研修手法についても積極的に提案してください。<br>具体的な研修内容、実施回数、対象者、実施時期及び実施方法等については、提案内容を踏まえ、本町と協議のうえ決定するものとします。 |

（様式4）

# 令和8年度 四万十町統合型地図情報システム再構築委託業務 質問回答

**質問提出事業者 様**

2026年11月9日（月）

| No. | 資料名 | 資料ページ | 質問内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| 40 | 令和8年度 四万十町統合型GIS再構築委託業務特記仕様書 | 20 | 新システム（再構築）への移行に当たっては、業務への影響を最小限に抑えるため、必要に応じて現行システムと新システムを並行して稼働させ、データや表示内容等の確認を行ったうえで、本運用に切り替えるという理解でよろしいでしょうか？<br><br>また、切替えに伴う作業計画や具体的な実施時期については、受託者から提案し、町と協議のうえ決定するという理解でよろしいでしょうか？ | ご認識のとおりです。<br>新システムへの移行に当たっては、業務への影響を最小限に抑えることを前提に、必要な動作確認及びデータ確認等を実施し、安全かつ確実に本運用へ移行できる計画としてください。<br>また、現行システムとの並行稼働の必要性、実施期間、切替え手順及び職員への周知・操作確認等を含めた具体的な移行スケジュールについて、企画提案書に記載してください。<br>なお、具体的な移行計画及び作業内容については、提案内容を踏まえ、本町と協議のうえ決定するものとします。 |
| 41 | 令和8年度 四万十町統合型GIS再構築委託業務特記仕様書 | 22 | 本業務では、再構築後6年間の運用・保守に加え、令和14年度に予定する再々構築後も、さらに6年間の運用・保守を予定されていますが、提案するOS、ミドルウェア及び関連ソフトウェアについては、それぞれの運用・保守期間中、メーカー等によるサポート及びセキュリティ更新が継続して提供される製品・バージョンを選定する必要があるという理解でよろしいでしょうか？<br><br>また、提案時には、各製品の名称、バージョン、メーカーサポート終了予定日及びサポート内容等を明示する必要がありますでしょうか？ | ご認識のとおりです。<br>本業務で提案するOS、ミドルウェア及び関連ソフトウェアについては、再構築後の6年間及び令和14年度に予定する再々構築後の6年間、それぞれの運用・保守期間中、メーカー等によるサポート及びセキュリティ更新が継続して提供される製品・バージョンを選定することを基本とします。<br>また、提案時には、各製品の名称、バージョン、メーカーサポート終了予定日及びサポート内容等を明記してください。<br>なお、再々構築時には、その後6年間の運用・保守期間を考慮し、必要に応じてOS、ミドルウェア及び関連ソフトウェアの更新・変更を行うなど、長期にわたり安定した運用及びセキュリティを確保できる構成としてください。 |
| 42 | 令和8年度 四万十町地図情報システム再構築委託業務公募型プロポーザル実施要領<br><br>令和8年度 四万十町統合型GIS再構築委託業務特記仕様書 | 2<br><br>18 | 本業務では、令和14年度に再々構築を予定されており、また、令和20年度に予定するデータ移行（吐き出し）費用（予算想定額）として1,650,000円（税込）が示されています。<br>将来の事業者変更やシステム移行を円滑に行うため、当該費用には、登録データの出力だけでなく、データ形式、項目定義、座標系、属性情報及び関連情報等、次期システムへの移行に必要な資料の提供も含まれるという理解でよろしいでしょうか？<br><br>また、当該費用の範囲内で対応可能なデータ出力の形式や作業内容について、提案時に明示していただくことは可能でしょうか？ | 令和20年度に予定するデータ移行（吐き出し）費用1,650,000円（税込）については、将来の事業者変更やシステム移行を想定したデータ出力に係る費用として示しています。<br>登録データの出力に加え、次期システムへの移行に必要となるデータ形式、項目定義、座標系等の情報提供についても、当該費用の範囲内で対応することを基本とします。<br>提案に当たっては、対応可能なデータ出力形式、提供可能な資料及び作業内容等を明示してください。<br>なお、当該費用の範囲を超える個別のデータ変換作業や移行支援等が必要となる場合は、本町と受託者との協議により対応内容及び費用等を整理するものとします。 |